**資料４―１**

**町立下川病院経営強化プラン　概要版**

**令和5年度～令和9年度**

**第１章　経営強化プランの概要**

◆計画策定の趣旨

本計画は、下川町病院事業（町立下川病院）において、継続して安定した医療を提供していくために、健全な事業運営が不可欠であることから、総務省によって作成された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に沿って策定するものです。

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」では大きく分けて以下の６項目の内容を記載することとされています。

|  |  |
| --- | --- |
| (１)役割・機能の最適化と連携の強化(２)医師・看護師等の確保と働き方改革(３)経営形態の見直し | (４)新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組(５)施設・設備の最適化(６)経営の効率化等 |

◆他計画との関連性

本計画の策定にあたり、『北海道医療計画』を最上位とし、医療計画の一部として策定されている『北海道地域医療構想』、『北海道医師確保計画』、下川町で策定されている各種計画との関連性を図り、必要に応じて見直しを行います。

◆計画期間

本計画の計画期間は、公立病院経営強化ガイドラインの要請に基づき、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年計画とします。

**第２章　町立下川病院の現状と病院を取巻く環境**

◆医療圏の概要

当町が所属する二次医療圏『上川北部』は、当町のほか、士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、美深町、中川町、音威子府村で構成されています。

当町が所属する三次医療圏『道北』は、上川北部、上川中部、富良野、留萌、宗谷で構成されています。

◆下川町の状況

下川町の人口をみると、令和2（2020）年国勢調査で人口が3,126人であり、前回の平成27（2015）年国勢調査時の人口に比べて、421人（11.9％）減少しています。

◆下川町の医療・介護需要予測

日本医師会の地域医療情報システム（JMAP）の推計によると下川町の介護需要は、令和2（2020）年を100として、令和27（2045）年には医療需要が62、介護需要が70まで減少すると予測されています。

全国データの医療需要、介護需要ともに、令和12（2030）年まで緩やかに上昇し、その後は横ばいであるのに対し、下川町は令和7（2025）年以降急激に下降します。これは、全国平均に対して、下川町の高齢化が一気に進むとともに、人口が減少するためと考えられます。

◆町立下川病院の外来患者延べ数の推移

令和4（2022）年度では13,276人と平成30（2018）年度と比べ約20％減少しています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成30年度(2018) | 令和元年度(2019) | 令和2年度(2020) | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) |
| 外来患者延べ数 | 16,582人 | 17,256人 | 15,139人 | 14,450人 | 13,276人 |
| 外来実日数 | 243人 | 242人 | 243人 | 242人 | 243人 |
| 1日平均外来患者数 | 68.2人 | 71.3人 | 62.3人 | 59.7人 | 54.6人 |

◆町立下川病院の入院患者延べ数の推移

令和4（2022）年度では8,045人と平成30（2018）年度と比べ約8.3％増加しており、下川町民の人口が減少している中、入院医療需要は落ちていない結果となりました。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成30年度(2018) | 令和元年度(2019) | 令和2年度(2020) | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) |
| 入院患者延べ数 | 7,431人 | 8,709人 | 9,257人 | 8,691人 | 8,045人 |
| 1日平均入院患者数 | 20.4人 | 23.8人 | 25.4人 | 23.8人 | 22.0人 |

◆医業収支比率

修正医業収支比率は、医業収益からその他医業収益のうちの“他会計負担金”を除いた「修正医業収益」の医業費用に占める割合を表すことになります。町立下川病院の修正医業収支比率は、平成30（2018）年度から増加傾向となっており、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度は横ばいで推移しています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成30年度(2018) | 令和元年度(2019) | 令和2年度(2020) | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) |
| 経常収支比率 | 96.3％ | 98.4％ | 101.7％  | 99.2％  | 96.7％ |
| 修正医業収支比率 | 42.7％ | 50.7％ | 53.6％  | 53.0％  | 53.2％ |

**第３章　町立下川病院の役割と目指す病院の姿**

|  |
| --- |
| ◆地域医療構想を踏まえた当院の役割・機能急性期及び慢性期医療とともに町民の「かかりつけ医」としての役割を担い、在宅医療・介護での生活に支障が生じないよう、地域の関係機関との連携を強化します。地域包括ケアシステムの構築を図るため、診療体制を整備し、在宅等への復帰支援など、訪問診療、訪問看護の充実を図ります。◆再編・ネットワーク化上川北部区域のセンター病院である名寄市立総合病院との連携を引き続き進めるとともに、医療圏内の公立病院等との情報交換等に努めて参ります。当院は、道北北部医療連携ネットワーク（ポラリスネットワーク）に参加し、相互に患者・利用者情報の共有化を図り、連携強化を進めることにより、町民へより安全な医療を提供します。また、地域医療連携推進法人上川北部医療連携推進機構への参加の検討を進めます。◆経営形態の見直し今後、経営形態の見直しのほか、町内の介護・福祉施設等との調整の中で、町内における当院の在り方や病床数の削減、また、削減に伴う有床診療所化についても本計画期間内で検討していきます。◆経営の効率化人口減少や人口区分に合わせ、地域包括ケアシステムを考慮しながら医療機能の検討を行います。 |

**第４章　経営強化プランの基本方針**

|  |
| --- |
| ◆地域包括ケアシステムを踏まえた当院の果たすべき役割〇医療機関との連携町立下川病院は、地域包括ケアシステムの中では、町民の日常の医療を担う「かかりつけ医」としての役割を担うこととなります。在宅医療・介護での生活に支障が生じないよう速やかな対応を図るため、地域の医療機関との連携を強化します。また、道北北部医療連携ネットワーク（ポラリスネットワーク）に継続して参加することのより、町民へ質の高い安全な診療と介護・生活支援を図ります。〇地域医療の推進地域包括支援センターの実施する地域包括ケア会議などに参画し、町内の介護・福祉施設と連携することにより、きめ細やかな医療の提供を進めます。〇安定した組織づくり安定した医療提供体制を確保するため、積極的な人材確保を行い、看護師ほか必要な医療スタッフの確保に努めます。〇医業収益の確保職場健診等や各種予防接種の実施などの受入れについても、積極的に取り組むとともに、町民に病院の取組み等を紹介するなど、積極的な周知に努めます。〇災害医療地震等の自然災害や大規模災害などの発生に対応するため、地域の病院として必要な人材や資材の確保に努め、救護活動と一体的に行う医療提供体制を確立するなど、災害時における町内の医療拠点として機能する必要があります。◆組織・体制・マネジメントの強化〇医師の働き方改革への対応当院は、名寄労働基準監督署から医師・看護師等の宿日直許可を受けていますが、引き続き、医師・看護師等の負担軽減に努めていきます。〇医療職の確保に関する取組み患者サービスが低下することのないよう関係機関と連携し情報収集するなど、医師確保に努めるとともに、安定した診療体制の確保に努めます。◆新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組新興感染症の感染拡大時には一時的に入院施設を利用しますが、重症患者や重症リスクの高い患者については、近隣の病院と連携し対応します。◆施設・設備の最適化当院は増改築を重ねている施設であり、老朽化の著しい箇所については必要に応じて修繕しながら維持管理し、計画的・効率的に改修等を行う事によって維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。◆デジタル化への対応医療の質の向上、医療情報の連携、働き方改革の推進と病院経営の効率化を推進するためにも、遠隔診療、音声入力、その他各種情報システム等の活用を検討する必要があります。◆住民の理解有識者や住民等による第三者の視点で計画の実施状況を点検・評価し、その結果が住民に公表されることで、病院運営への住民の参画・理解を促し、適切に経営の効率化・安定化を図りながら、持続可能な病院経営に努めます。 |

**第５章　「数値目標」の設定**

経営の公立化を進めるにあたり、本計画期間における収支計画と主な経営指標の目標を設定し、この目標の達成に向けた具体的な取組みを設定します。

なお、収支計画及び経営指標の目標値設定にあたってはコストダウンのみによって採算ラインに到達させることは困難であることから、コストダウンを図りつつ増収に係る取組みも実施します。

|  |
| --- |
| ◆目標達成のための具体的な取組み |
| ①地域医療の充実に向けた役割の強化②安全で安心できる医療の推進③医療・看護の質の向上の推進 | ④効率的な病院運営の推進⑤医療従事者の勤務環境等の充実 |

**第６章　計画の推進**

◆計画の点検及び評価

計画の実施状況について、年1回点検及び評価を行います。下川町病院運営審議会等で、当院は意見や提言を受けることで、評価の客観性を確保し、より効果的な取組に繋げられるよう努め、数値目標の達成できるよう、随時院内で協議し、時代に合わせた変化に対応し、安心して住み続けられる地域医療を目指します。

◆計画の改定及び公表

本計画で掲げた経営指標に係る数値目標の達成が著しく困難であると認めるとき、または、第8次医療計画の策定や北海道地域医療構想（上川北部区域地域医療構想）の改定等により関連計画と齟齬が生じた場合など、抜本的な見直しを含め必要に応じて速やかに改定を行うものとします。

本計画の点検、評価及び改定を行ったときは、その結果を公表します。

■見直しサイクル